

墓地の廃止許可手続きについて

- まず、墓地が設置されている町役場の担当課で、改葬許可を受けてください。
(改葬許可：遺骨を他の墓地などに移す許可のこと)
町役場の担当課については、下表を確認してください。
- 次に、①～⑤の書類を各 2 部準備し、町役場の担当課へ提出してください。

①墓地廃止許可申請書	
②墓地付近の地図	縮尺 1/2500 程度。墓地の場所が分かるよう しるしをつけた住宅地図など
③墓地の平面図	墓地を上から見て、縦と横の長さを記載したもの
④墓地の姿図	墓地全体を撮影した写真でも可
⑤墓地の土地登記事項証明書	申請前 3 ヶ月以内に、法務局で取得されたもの

※廃止許可申請者と墓地の所有者が異なる場合は、その関係性が分かる
書類（戸籍謄本など）も提出してください。

- 書類内容に問題がなければ、広島県西部保健所で廃止許可証を発行します。
- 廃止許可証の受取後に、墓地を廃止してください。
(さら地にしてから、法務局で土地の登記地目を墓地以外に変更)

【 町役場担当課一覧 】

町名	担当課名	住所	電話番号
安芸郡府中町	環境課	府中町大通三丁目 5 番 1 号	082-286-3242
安芸郡海田町	地域みらい課	海田町南昭和町 14 番 17 号	082-823-9219
安芸郡熊野町	生活環境課	熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	082-820-5606
安芸郡坂町	環境防災課	坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	082-820-1506
山県郡安芸太田町	住民課	安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	0826-28-2116

様式第2号（第4条関係）

〔墓地
納骨堂
火葬場〕〔変更
廃止〕許可申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
申請者 住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕氏名
電話番号



墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により〔墓地
納骨堂
火葬場〕の〔変更
廃止〕の許可を受けたいの
で、関係書類を添えて申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
墓地等の名称		
墓地等の所在地		
変更（廃止）の理由		
変更にあつては、変更事項	変 更 前	変 更 後
変更にあつては、工事の着手及び完成予定年月日	着 手	年 月 日
	完 成	年 月 日
廃止にあつては、廃止後の処置		

- 添付書類 1 墓地、納骨堂又は火葬場及びその付近の略図
2 納骨堂又は火葬場の廃止の場合は、敷地及び施設の図面
3 変更前後の区域又は敷地及び施設の図面（廃止の場合を除く。）
4 土地の登記簿謄本
5 土地所有者その他の権利者の承諾書（廃止の場合又は申請者が土地所有者等の場合を除く。）
6 申請に関する意思決定書

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。